

松戸市労働環境調査モデル工事試行要綱

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、賃金などの労働環境の改善は、建設業界がより働きがいのある職場となり、将来にわたる担い手の確保につながるものとされるため、労働環境把握の調査を行う工事を試行するものである。

本要綱は、松戸市が発注する建設工事において、「労働環境調査モデル工事（以下、モデル工事という。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(対象となる契約)

第2条 モデル工事の対象は、次に掲げるものとする。ただし、契約担当課長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格（税込み）が5,000万以上の建設工事
- (2) その他必要と認める建設工事

(労働環境の基準)

第3条 モデル工事で把握する労働環境は、主に、下記に示す関係法令等を基準とする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（平成29年1月20日付、基発0120第3号）
- (3) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- (4) 労働組合法（昭和20年法律第51号）
- (5) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (6) 民法（明治29年法律第89号）
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (8) 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン
- (9) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(労働環境の調査)

第4条 受注者は、労働環境の把握のための調査として、様式1（労働環境把握チェックシート）を作成し、契約の締結後速やかに提出するものとする。

- 2 前項の規定により様式1（労働環境把握チェックシート）を提出した後、内容に変更が生じた場合には、様式2（労働環境把握チェックシートの変更届）を作成し、速やかに提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者から様式1及び様式2の提出があったときは、その内容を確認の上、保存するものとする。
- 4 発注者は、提出された各様式の内容について、必要に応じて、受注者及び下請負人へ聞き取り及び関係機関へ相談するものとする。

（補足）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、契約担当課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。